

分担金・拠出金の名称	クメール・ルージュ特別法廷国連信託基金拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	134,400千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	国連クメール・ルージュ特別法廷支援部	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標	<p>(1)当該機関の設立経緯等・目的 1997年6月にカンボジアのラナリット第一、フン・セン第二両首相が、国連事務総長にクメール・ルージュ(KR)裁判への支援を要請。カンボジア政府と国連は、2003年6月に本件特別法廷の設置に合意し、2006年7月に特別法廷を設立。KR裁判は、1970年代後半に100万とも200万とも言われる自国民を大量虐殺したKR政権幹部を裁くための国内裁判。本裁判を通じてカンボジアにおける正義を達成することで、カンボジアの負の歴史を清算し(カンボジア和平の総仕上げ)、将来の同国における法の支配の強化に資する。本件拠出金は、アジアの20世紀の最大の人道に対する罪とされるKRの犯罪を裁くための裁判の運営予算の一部として国際職員等の人件費等に貢献するもの。</p> <p>(2)拠出に当たっての成果目標 現在の成果目標は、第二事案を早期に結審させると共に、第三及び第四事案にかかる起訴の適否を早期に決定すること。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<p>・本件裁判は、国連とカンボジア政府との合意文書に基づき、カンボジア司法官(判事、検事、捜査判事)と国際司法官とが協力して、KR政権の上級幹部をカンボジア刑法、ジェノサイド条約上の犯罪や人道に対する罪などに関して裁くもの。</p> <p>・起訴された5名について3名(60%)まで最終判決が下された。2012年に中央治安本部所長に対する無期禁固刑が確定したのに続き、2016年11月に第二事案第一分離事案において元国家元首等に対する最高審による判決(無期禁固刑)が下された(判決に当たり、裁判の大きな成果として歓迎する外務大臣談話を発出)。第二事案第二分離事案についても、本年1月に初級審の審理が終了し、本年第四半期に判決が下される予定である。この第二事案は、被告が元首級という意味で、ニュルンベルグ裁判以来の重要な裁判と言われている。</p> <p>・本件裁判は、他の国際刑事裁判と異なり、犯罪発生地国で行われていることも特色であり、特別法廷の広報活動の結果これまでに53万人が法廷を傍聴した(内、昨年9月から本年3月までに2万人が傍聴)。週1回1時間ラジオ番組でも法廷活動を広報しており、その他、教育機関のスタディーツアーの受け入れやレクチャーを開催している。</p> <p>・持続可能な開発目標(SDG)16(平和)等に関して、本件裁判は、100万とも200万とも言われる国民の生命を奪ったクメール・ルージュ政権幹部を裁くことを通じ、国民に正義をもたらし、国民和解を促進し、同国の法の支配の強化に貢献することを通じ、同国の平和で公正な社会の構築及びガバナンスの向上に資する。これまでに、上記の通り二つの確定判決が下された他、10年間の裁判の経験を通じて、カンボジア司法官及び裁判運営職員の能力構築も図られた。更に、犠牲者が民事当事者として裁判に参加しているほか、アウトリーチ活動によって、国民53万人が裁判を傍聴する機会を得た。このように本法廷は、極めてユニークな活動をしており、国際刑事裁判にとり重要な貢献をしている。</p> <p>・KRによる犯罪は、20世紀にアジアで発生した最大の人道に対する罪の一つと言われている。同犯罪を裁く方式として、国連の協力によるカンボジア国内裁判という枠組みで国家の最高指導者に対する無期禁固刑を下すなどの実績を積み、他のポスト・コンフリクト国における正義達成のための国際刑事裁判のモデル・ケースとなっている。</p> <p>・法廷の日本人職員については、UNV(国連ボランティア計画)と連携してきた。</p> <p>・日本は、本件裁判の成功裏の完結に向け、国連、カンボジア政府、特別法廷、主要ドナー国に対して、以下の通り過去1年間に様々な機会に働きかけを行ってきた。</p> <p>①2017年5月2日：岸外務副大臣からブラック・ソコン・カンボジア外相に対し、裁判の迅速な完結の重要性を指摘したのに対し、先方は日本の貢献への謝意を表明。</p> <p>②2017年2月8日：岸外務副大臣からオーン・ポンモニロット・カンボジア財政相に対し、裁判を迅速かつ成功裏に実施すべき点を指摘し、先方は努力するが、国際社会の支援も必要である旨応答。</p> <p>③2016年9月20日：小田原外務大臣政務官よりロン・ビサロ外務長に対し、本件裁判の迅速かつ円滑な進捗と成功裏の完結を働きかけた。先方は、日本からの支援に謝意を表明した。</p> <p>④ニューヨーク・国連本部での主要ドナー会合(最近では、2016年9月9日、10月19日、11月17日、2017年3月8日・31日、5月9日・16日に開催)及びプノンペンでのドナー会合(2016年9月16日・21日、11月22日、2017年1月18日、3月23日に実施)にて、積極的に日本の考えを述べてきている。</p> <p>・2017年5月、裁判の度重なる遅延を踏まえ、被害者及び被害者遺族の権利実現のために、裁判の早期終結に向けた実行可能な具体的な道筋につき幅広い合意形成をはかるべく、国連、カンボジア政府、特別法廷関係者、主要ドナー国に対し、働きかけを行った。</p>			

<p>2 当該機関等の組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連内部監査部(OIOS)は、2011年1月から2012年12月までの国際側予算に関し、2012年12月から2013年6月にかけて監査を実施し、その結果を2014年2月に公表した。全体評価は、「一部要改善 (partially satisfactory)」「正確な財政・運営報告」「良好 (satisfactory)、一方「効果的・効率的運営」「資産の安全管理」及び「マニフェストや規則遵守」の3つについては、「一部要改善」との評価。)</li> <li>・OIOSからは、①予算獲得戦略策定、②コンサルタント雇用の際の競争的手法導入やそのパフォーマンスの国連基準に基づく評価、③提案の要請に対する回答を評価する際には、確立された評価基準を用いるべきこと等が指摘されている。</li> <li>・これに対し、①については、国連事務次長主催のプレッジング会合、事務総長特別専門家による東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国や中東諸国の一部への働きかけ、国連事務総長名での国連加盟国への資金要請書簡の発出等を実施(新たな大口拠出には結びつかず)。②については、国連事務局は指摘事項に同意するものの、コンサルタントの多くが、証人としての有識者にかかるものであるため、競争的手法の導入は必ずしもなじまない旨回答。③については、国連事務局として、提言に同意する旨、それぞれ回答している。</li> <li>・なお、国連内部監査は、法廷運営のリスク評価に基づいて実施されており、2013年以降はリスクがあると評価されていないことから、監査も実施されていない。</li> <li>・拠出国に対する財務状況説明としては、四半期ごとに進捗状況報告書が提出されている(過去1年間では、2016年5月、9月、11月、2017年2月、5月に提出)。</li> <li>・特別法廷は、予算の削減、効率化及び組織の合理化に努めている。予算については、2012年には国際側及び国内側それぞれ35.4百万ドル及び10.3百万ドルだったのに対し、2016年には24百万ドル及び6.5百万ドルとなった(それぞれ32.2%及び36.4%減)。また、スタッフ数については、2012年には国際側及び国内側それぞれ175名及び292名だったのに対し、2016年には国際側及び国内側それぞれ160名及び185名となった(それぞれ8.5%及び36.6%減)。</li> <li>・また、2014年に新たに補助金が導入された際、日本は国連行財政問題諮問委員会(ACABQ)の提言を踏まえ、裁判の迅速化・効率化のための完了戦略策定を主張し、この点が総会決議に盛り込まれ、完了計画が策定された。これにより、裁判の一層の迅速化・効率化に向けた取組が強化された。</li> <li>・2010年に国連会計監査委員会(BOA)による外部監査が行われ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①国連裁判支援部(UNKART)の運営改善のため、法務部、財務部、経済社会部の間の役割分担の明確化、</li> <li>②予算策定の際の実績を反映させたより正確な予算案の策定、</li> <li>③裁判運営の指標の設定(ポストの空席状況、翻訳部門の稼働時間や稼働率等)を提言。</li> </ul> </li> <li>提言①に関しては、国連事務次長特別専門家が国連事務総長特別専門家に格上げされ、国連の担当する3部局と調整しつつ、特別法廷の運営にかかる課題に対処することとなった。</li> <li>提言②に関しては、国連/特別法廷は、本提言及び我が国をはじめドナーからの意見を踏まえ、現実的な規模の予算の策定に務めているほか、審査プロセスにおいて日本をはじめとするドナーが予算案を厳格に審査し、現実的な規模への予算の縮減に努めている。</li> <li>提言③に関しては、2014年に策定が開始された完了計画において、活動の指標として公判の終了、判決、捜査の終結といった司法プロセス上の指標を設定することとした。</li> <li>・日本は、2007年から2008年にかけて特別法廷が深刻な資金不足に直面したことを踏まえ、問題を克服し、特別法廷の成功裏の運営を実現するために、国連事務局側に①資金管理運用メカニズムの設置及び②現実的な改訂予算の策定及び早期の裁判完結のための完了戦略の策定を提案した。上記の2007年のBOAの提言①及び②は、日本の提案を踏まえたものである。</li> </ul>
----------------------------	--

<p>II 当該機関等と日本との関係について</p> <p>3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国のカンボジア和平への貢献は、我が国の積極的平和主義の原点であり、本件裁判支援は、カンボジア和平の総仕上げ、正義の達成及び法の支配に資するという意味で、積極的平和主義に合致する。また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の観点からも、南シナ海における法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序のために、ASEANの一員であるカンボジアの法の支配を強化することは、この我が国の外交戦略に合致するものである。</li> <li>・2013年11月の日カンボジア首脳会談共同声明において、裁判の円滑な進展と成功裏の完結に向けての協力が謳われており、引き続き適切に関与していく必要がある。</li> <li>・我が国は、これまで本件法廷の設立・運営に主導的役割を果たしてきており、仮に我が国が大幅に支援額を減らせば、各国に拠出を躊躇させ、裁判停止にもつながりかねないところ、引き続き応分の負担を行う必要がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国は、カンボジアの持続可能な開発のために、ガバナンスの強化を重視し、1999年から民法・民事訴訟法の起草を支援し、現在はこれらの法律の普及・定着・適正な運用を図るため、関連法案の整備、司法関係者の能力強化のための支援を行っている。本件裁判への支援は、こうした我が国の技術協力・法整備支援とも相互補完の関係にある。</li> <li>・また、本件特別法廷は、国際刑事裁判にかかる法廷であり、日本の知見は限られているほか、政治的に中立な立場にある機関が支援することが適切である。これらの観点からも、他の国際刑事裁判実施ないし支援の経験を有し、かつ中立的な国際機関である国連の協力の下で実施することが適当である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国は、ニューヨーク及びカンボジア・プノンペンにて、特別法廷を支援するドナー会合の主要メンバーとして、本法廷の成功裏の運営のためにリーダーシップを発揮してきている。</li> <li>・具体的には、2006年の本法廷設置以来、カンボジア・プノンペンで、特別法廷の支援国会合をフランスと共に共同議長を務め、2～3か月に一度会合を開き、特別法廷とドナーとの橋渡し役を務め、またドナー間の意見調整の役割を果たしてきている。</li> <li>・ニューヨークでは、ドナー国からの拠出金の運用・管理について透明性の向上を確保するため、日本は、国連本部で主要ドナー、カンボジア政府、国連事務局、特別法廷により構成される運営委員会の設置を提案し、2008年6月に設置された。同運営委員会及び主要ドナーで構成される主要ドナー会合は、定期的に(1～2か月に一度)開催され、予算問題を中心として特別法廷が直面する非司法的な課題に対処してきている。日本は、運営委員会の初代委員長を務め、本裁判の成功裏の任務完遂のために積極的に発言してきている。</li> <li>・特に、予算面では、特別法廷が深刻な資金難に直面したことを踏まえ、財政状況を中心とする特別法廷の進捗状況を把握するため、日本は特別法廷による進捗状況報告書の作成を提案し、2010年1月から四半期ごとの進捗状況報告書が作成されており、特別法廷の活動状況を把握する上で、重要な資料となっている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2014年に本法廷に補助金の導入が議論された際、日本は、裁判の長期化を避け、迅速な完結を確保するため、完了戦略策定の必要性を主張し、この点は国連総会決議に盛り込まれ、同年3月に完了計画が策定された。同計画により、裁判プロセスのスケジュールが明確になると共に、裁判の迅速な完結に向けた措置が策定されるようになった。</li> <li>・このように、日本は、特別法廷の成功裏の任務遂行のため、ドナー国の中でリーダーシップを発揮して、建設的な提言を行い、その多くが実際に実行されている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は、国連事務局、特別法廷、カンボジア政府との間で次の通り頻りに話し合ってきている。</li> <li>①国連事務局：国連事務局を含む運営委員会ないし主要ドナー国会合を1～2か月に一度開催。</li> <li>②カンボジア・プノンペン：日仏両国の共同議長の下、主要ドナー国、特別法廷の参加を得て支援国会合を2～3か月に一度開催。</li> <li>③カンボジア政府：2015年7月の両国首脳会談、2014年6月の両国外相会談をはじめ、両国の外務省政務レベル同士の会談でも協議。</li> </ul> <p>上記の様々な機会を捉えて、本件裁判の円滑で成功裏の完結についての日本の考えを伝達してきており、その中で2014年に日本が提案した完了計画が策定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件裁判を通じて、カンボジアで法の支配が強化されることは、同国の平和、和解及び安定に資するのみならず、日本企業が進出する上で、重要な透明性、コンプライアンスの向上と言った投資環境整備に間接的に貢献することが期待される。</li> </ul>
--	--

<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>・現在は、日本人職員はいない。 特別法廷の予算合理化と効率性追求の下、職員の積極的増員採用は行われておらず、また、国際刑事分野で活躍できる専門性を持った日本人数に限りがある中、これまでに、4名の日本人職員が勤務。</p> <p>(参考) 野口元郎最高審判事(2006年5月～2012年7月)(初級審・最高審における計12名の司法官の1名であり、判決に直接関わる日本人職員率は8.3%)。 国際側共同捜査判事オフィス分析チーム長(2010年5月～2016年4月) 国際側広報官(2009年～2014年7月) 情報管理補佐官(UNV)(2011年～2013年7月)</p> <p>・国際側の支援に占める日本の拠出金の占める割合は、35%であることに鑑みれば、日本人職員の増加が望ましく、今後も職員増加に努める。 ・特別法廷内に日本人職員はいないが、国連本部で予算案の審議等を行う運営委員会(日本、米国、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン、オーストラリア、EUで構成)では、初代議長を務め法廷の成功裏の完結に向け、積極的に意見表明を行ってきた。カンボジア・ブノンペンでは、日本とフランスが、交互に法廷支援国会合の共同議長を務め、ドナー間で意見調整を行っているほか、カンボジア政府に申入れを行う際には、ドナーの代表を務めるなど、主導的役割を果たしている。</p> <p>・特別法廷では、国際判事の欠員が生じた際に、日本側に判事候補者の推薦を依頼してくるなど日本人の採用・活用に意を用いている。 ・これまでに、日本人職員の採用を重視し、国連や特別法廷に働きかけを行ってきた。この結果、ピーク時には4名の日本人職員(最高審判事、捜査判事オフィス分析チーム長、広報官、情報管理補佐官)が採用された。</p>
<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<p>PLAN:国連事務局は、2年ごとに予算案を策定する(最近の予算は2016-17年予算)。予算策定に際しては、国連事務局が特別法廷と協議して予算案を策定し、国連本部の主要ドナーグループ及び運営委員会で審査し、その後関心国会合で採択する。 DO:特別法廷の資金需要や予算状況を踏まえて、予算拠出。ニューヨークでの運営委員会及びブノンペンでの支援国会合や四半期ごとに作成される進捗状況報告書等を通じて、特別法廷の活動をモニタリング。 CHECK:国連が実施する内部監査は、リスク評価に基づいて実施されており、最後に監査が行われたのは、2012年12月～2013年6月。同監査では、全体評価は、「一部要改善(partially satisfactory)」(「正確な財政・運営報告」は「良好(satisfactory)」)、一方「効果的・効率的運営」、「資産の安全管理」及び「マニフェストや規則遵守」の3つについては、「一部要改善」との評価。) ACT:ニューヨーク・国連本部では主要ドナーグループ会合ないし運営委員会(1～2か月に一度開催)に書記官レベルで参加し、カンボジア・ブノンペンでは、日本とフランスの大使が交代で2か月に一度支援国会合を開催し、特別法廷の司法プロセスの進捗状況や財政状況につき報告を受け、情報交換及び意見交換を実施。また、国連及びカンボジア政府ハイレベル(それぞれシェーファー事務総長特別専門家及び担当副首相)に対し、必要に応じて改善を提言。</p> <p>上記の“ACT”に加え、毎年拠出金を拠出する際には、国連事務局に対し、日本の問題意識を伝達している。例えば、本年5月に、拠出意図を表明した際には、日本の拠出金を巡る厳しい財政状況を説明し、裁判運営の迅速化・効率化の重要性を指摘し、裁判遅延の理由をたたくと共に、裁判の早期終結に向けた道筋を示すよう求めた。</p>
<p>担当課室名</p>	<p>南東アジア第一課</p>